

一般社団法人リビングアメニティ協会
点検イメージキャラクター「ジュウテンジャー」使用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人リビングアメニティ協会(以下「協会」という。)会員企業の共有財産である点検イメージキャラクター「ジュウテンジャー」(以下、「キャラクター」という。)を使用する際の取扱いについて、必要事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 キャラクターを使用できるのは、以下の場合とする。
(1)協会会員企業及び関連団体が点検をPRすることを目的に使用する場合
(2)新聞・雑誌・テレビ等報道機関が報道目的に使用する場合
(3)その他、協会が適当と認めた場合

(使用の条件)

第3条 キャラクターの使用条件は以下の通りとする。
(1)原則として、既存のデザインに手を加えず、そのまま使用する。
(2)既存のデザイン以外に新たなデザインを起こす場合は、協会の許諾を得なければならない。
(3)前項(2)に従い使用が許諾された場合は、デザイン見本を提出する。なお、協会は、その使用に関する権限を有するものとする。
(4)使用者は可能な範囲で、使用の結果を協会に報告する。同報告は協会の活動データとして使用する。

2 次の各号に該当する場合は、協会はキャラクターの使用を承認しない。
(1)協会会員企業及び関連団体の品位を傷つける恐れがある場合
(2)特定の政治、思想、宗教等の活動に利用される恐れがある場合
(3)特定の個人又は団体の売名に利用される恐れがある場合
(4)法令や公序良俗に反する恐れがある場合
(5)不当な利益をあげるために利用される恐れがある場合
(6)その他協会が不適切と認める場合

(使用の申請)

第4条 キャラクターを使用する者は、事前に『点検イメージキャラクター「ジュウテンジャー」使用申込書』に、企画書、申込者の事業概要書、その他協会が必要と認める書類等を添え、協会に申し出る。

(使用の許諾)

第5条 協会は書類内容の精査をおこない、使用可否については書面で回答する。

(その他)

第6条 第5条の規程によって判断できない問題が生じた場合は、協会と申出者との間で協議をおこなうものとする。

付則

本規程は、2019年4月15日より施行する。

一般社団法人リビングアメニティ協会
点検イメージキャラクター「ジュウテンジャー」使用申込書

年 月 日

一般社団法人リビングアメニティ協会宛

(申込者)

住所(所在地) :

社名・団体名 :

印

代表者氏名 :

点検イメージキャラクター「ジュウテンジャー」を使用致したく、使用規程第4条に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(連絡先)

○担当者氏名:

○部署・役職:

○TEL/FAX:

○Eメール :

(添付書類)

1. 企画書

2. 申込者の事業概要書

3. その他()